

声 明

1 はじめに

本年5月29日、最高裁判所第三小法廷（以下「最高裁」という）は、弁論を経ることなく、倉敷民主商工会（以下「倉敷民商」という）の事務局長小原淳さんと事務局次長須増和悦さん（以下、「小原さんら」という）の税理士法違反事件に関する上告を棄却するという、極めて不当な決定をした。

本件は、2015年12月7日、広島高等裁判所岡山支部第一刑事部（大泉一夫裁判長）が、不当にも控訴を棄却し、懲役10月（未決勾留日数100日算入・執行猶予3年）とする岡山地方裁判所第一審判決を維持したため、小原さんらが即日上告していたものである。

2 倉敷民商弾圧事件と本件の概要

倉敷民商弾圧事件の発端は、2013年2月に行われた、当時倉敷民商会員であったI建設に対する税務調査である。同年5月21日には、広島国税局が、I建設の法人税法違反を理由として、国税犯則取締法に基づく査察調査として倉敷民商事務所などを捜索し、I建設と関係ない会員名簿等まで多数の資料を差し押さえた。これが後の税理士法違反の捜査に利用された。翌年1月21日の倉敷民商事務局員禰屋町子さんの逮捕に始まり、小原さんらも次々と逮捕され、その後、禰屋さんが法人税法違反幫助及び税理士法違反の罪で、小原さんらが税理士法違反の罪で起訴された。倉敷民商への攻撃を目的として、I建設に対する査察調査を口実に、税理士法違反の捜査などを手段として行われた一連の事件が、倉敷民商弾圧事件である。

本件は、このうち小原さんらが、倉敷民商会員である個人もしくは法人の確定申告書を税理士の資格がないのに作成したということで、税理士法違反に問われたものである。しかし、小原さんらは、倉敷民商会員が、納税者としての基本的権利である納税申告権を自ら行使して確定申告できるよう援助したにすぎない。しかも、確定申告書の内容に誤りはなかった。したがって、小原さんらの行為は、

課税の適正を全く害しておらず、むしろそれに資するものである。非難され、まして刑事罰を受けるいわれはない。

3 上告審における弁護団の主張

岡山地裁第一審判決及び広島高裁判決は小原さんらを有罪とするもので到底受け入れられない。ただ、岡山地裁一審判決は、量刑の理由において、小原さんらが「私利を図ったものとは認められず…中小商工業者の営業や生活の保護を目的とし、その支援を行」っていた、「適正な課税が実質的に損なわれたものとまではいえない」と認定し、本件事実関係の本質を指摘していた。また、広島高裁判決は、税理士法を形式的に解釈適用したものの、「申告納税制度は民主的な租税思想に親和的な制度であるといえ」、「このような民主的な制度自体は国民主権原理を謳う我が国の憲法上の要請からも十分に尊重されるべきである」として、申告納税制度の憲法上の重要性に言及していた。

上告審では、全国の弁護士47人が弁護団を組織した。弁護団は、広島高裁判決の税理士法の形式的な解釈適用について、①小原さんらの行為には、課税の適正を害するおそれはないから、実体的デュー・プロセスの理論により可罰的違法性がない（憲法31条）、本件で小原さんらを処罰することは②倉敷民商の結社の自由（憲法21条）、③納税者の納税申告権（憲法13条・国民主権原理）を侵害するものであり、その適用も④法の下での平等（憲法14条）に反する、として憲法違反を糾弾した。同時に、⑤現行税理士法による税理士業務の規制が異常に厳しく合理性がないことを、諸外国の制度や我が国の他の専門職業業務の規制と比較して具体的に明らかにし、⑥我が国は先進国で唯一未だ納税者権利憲章が制定されておらず、税理士の独立性が確保されていないこともあいまって、納税者の権利保護が不十分である現状を指摘した。そもそも、⑦小原さんらは、単に必要な転記をして民商会員の確定申告を支援したにすぎず、その行為は税理士法の禁じる「税務書類の作成」にあたらぬのであり、やはり、⑧本件起訴は民商に対する弾圧を目的とするものというほかない（公訴権濫用）。

4 上告棄却決定の不当性

しかし、最高裁は、上告棄却の理由について、弁護人らの各主張は「実質は単

なる法令違反，事実誤認の主張である」などという結論をわずか14行付しただけであった。

弁護士らは，上告後，いったん上告趣意書を提出した後も，順次上告趣意補充書を提出して最高裁に本件の問題点を訴え続けてきた。また，本件においては公正慎重な審理を求める署名が，一審で5万539筆，控訴審で2万5248筆，上告審で12万2377筆も各裁判所に提出された。本件は，憲法上の争点を含む事件というだけでなく，社会的な関心を集める事件でもあった。

しかし，最高裁は，憲法問題に立ち入るのを嫌い，弁護団の主張を正面から検討することなく，形式的な判断を下した。

弁護団は，この上告棄却決定の内容を受け入れることはできない。また，このような形式的判断のために，上告後，約2年6か月にわたり小原さんらを被告人という不安定な地位にさらし続けたことにも憤りを禁じ得ない。

5 弁護団の決意

小原さんらの裁判では，改めて日本の税理士制度や税務行政の問題点や，弾圧目的の捜査，硬直的な裁判所の対応という問題点が明らかになった。弁護団は，この裁判を通じてかかわった当事者，心ある支援の方々，専門家の声と行動とともに，この問題を糾弾し続けていく。なお，倉敷民商弾圧事件のうち，禰屋さんの裁判については，本年1月12日，広島高等裁判所岡山支部第一部が，一審有罪判決を破棄して差し戻し，現在，岡山地方裁判所に係属している。弁護団は，禰屋さんの無罪に向けて全力を尽くす所存である。

これまでのご支援に感謝するとともに，引き続き，さらなるご支援をお願いする次第である。

2018年6月1日

倉敷民商弾圧事件弁護団